

保健福祉常任委員会所管事務調査

3 委員会として一致した意見**(1)「障がい者施策について」****ア 市民への合理的配慮の浸透**

「八尾市の障がい福祉に関する調査」の結果や市民からの意見を総合すると法改正の趣旨が理解され、合理的配慮が普及しているとは言えない。障がい者に対する理解を深めるには、教育現場においても、小学生の頃からの周知や啓発が重要である。市民に合理的配慮を広げていくためにあらゆる機会を捉え、市を挙げて、取り組むことを求める。

障がい者に対する理解や、合理的配慮の浸透については、子どもから大人まで、障がいや障がいのある方に対する正しい理解や知識について啓発していくことが重要であると認識しております。

とりわけ、小学生など低年齢からの意識の醸成が重要であり、障がい者を身近に感じていただくことを目的として、教育委員会と連携のうえ、市内の障がい者団体に委託し、各小学校で障がい者理解の講座を実施しており、今後も引き続き、八尾の未来を担う子どもたちに対して障がい者理解を醸成する取り組みを進めてまいります。

また、市民に合理的配慮を広げていくための取り組みとして、毎年2月に実施している障がい者フォーラムをはじめ、障がい者週間での街頭啓発活動やヘルプカードの配布など、さまざまな啓発を行っておりますが、障害者差別解消法の趣旨が今まで以上に社会に浸透し、障がい者への合理的配慮が広まる社会の実現に向け、市民全体に広がる効果的な啓発手法について検討してまいります。

イ 障がいの状態にかかわらず共生できる社会の実現

合理的配慮について、思いやりや助け合いの精神があれば、解決できることがあるとの意見が市民から多数あった。障がい者は個々抱える課題はそれぞれ異なり、障がい者自身が意思を伝え、周りの状況を理解しやすい地域社会を実現するにはまだまだ課題がある。こうした現状に一人でも多くの市民が気づき、心を通わせるためにも障がい者と健常者が対話し、交流する場を積極的に創設することを求める。

障がい者への合理的配慮の促進については、さまざまな地域活動等を通じて、地域のみなさまが障がい者を身近に感じていただくことが重要であると認識しております。

本市では、校区まちづくり協議会や地区福祉委員会において、災害時要配慮者支援講習会を開催し、障がい特性に応じた支援方法や体験学習を行うほか、児童発達支援センターや障がい者団体が実施する催しに地域のみなさまが参加するなど、地域に開かれた取り組みを行っており、今後も広く地域に開かれた取り組みを推進してまいります。

ウ 発達障がいの一貫した相談・支援の構築

市民から発達障がいは、早期発見・早期対応が重要であり、まずは気軽に相談できる窓口の明確化を求める意見があった。発達障がいの支援を行うにあたり、早期発見・早期対応に努めるとともに、療育の体制を充実し、市民が希望に応じて、必要なサービスが選択できるよう、教育、こども、医療の各部門間で組織横断的な連携を図られたい。

発達障がいの支援については、早期発見、早期発達支援が重要であるとの認識のもと、関係機関と連携した乳幼児健康診査時の対応をはじめ、就学前施設、小中学校等の施設において、子どもの発達相談や支援を行っております。

また、専門的な療育支援としましては、発達障がい児支援センター事業を社会福祉法人に委託し、就学前の発達支援や保護者支援を行っており、児童発達支援センターにおいては、通園療育事業に加えて、保育所等訪問支援など、身近な地域における支援を行っております。今後、同センターにおける障がい児相談支援の実施など、さらなる機能強化に向けた取り組みを進めてまいります。

とりわけ、発達障がいについては、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められており、関係課において保健師や保育士、心理士等の専門職がともに検討する中で、妊娠期・乳幼児期・学童期へと切れ目なく相談支援を行う体制や仕組みづくりに取り組んでおります。

今後も引き続き、関係機関等との連携体制を強化しつつ、個々の障がい特性に応じた支援が的確に行えるよう、さらなる体制や機能の強化に向けて検討してまいります。

エ 災害時の要配慮者支援の充実

市民から災害時にどのように避難すればよいかわからない、障がい者用の避難マニュアルや障がい特性に配慮した災害対応を求めるといった意見があった。避難行動要支援者名簿の積極的な活用に向けて、なお一層尽力するよう求める。また、名簿作成にとどまらず支援が必要な障がい者の避難行動のために、特性に応じた、より実践的な個別避難支援計画の作成の推進を求める。もとより、災害時の支援は、向こう三軒両隣の精神が功を奏する。近所にあらかじめ支援を依頼するなど、地域において、顔の見える関係づくりが構築できるよう、一歩踏み込んだ行政アプローチを求める。

避難行動要支援者名簿の取り組みについては、現在、地域や関係課と連携し、同意者リストの地域での活用に向けた説明会を実施しておりますが、さらなる取り組みの促進に向けて、地域に寄り添いながら、具体的な同意者リストの活用事例を踏まえた説明を丁寧を重ねる等により、地域による要支援者支援の充実につなげてまいります。

また、地域での要支援者支援を具体的に進めるにあたり、地域拠点と連携の上、同意者リストに掲載されている方の実態把握を行い、地域との情報共有を

図りながら、地域の実状に応じた個別避難支援計画の作成を支援してまいります。

さらに、災害時支援においては、身近な地域ぐるみでの助け合いが重要であり、同意者リストを活用した防災訓練等の実施を通じて、要支援者と隣近所にお住いの避難支援者との平常時からの関係の構築に向け支援してまいります。

(2)「過去3年間の調査結果の検証について」

ア 認知症対策

高齢化がなお一層進むことから、認知症に対する正しい理解を深める啓発とともに「認知症初期集中支援チーム」の取り組み強化と積極的なPRを求める。認知症サポーター養成講座については、受講率の向上を図るとともに、受講者が継続的に取り組みに参画できる施策の展開を求める。

認知症に対する正しい理解を深める啓発の取り組みについては、校区高齢者あんしんセンターや事業者とも連携し、地域住民を含めたすべての人に対し、認知症高齢者声かけ体験や認知症啓発講演会、家族介護予防教室等の開催などのさまざまな機会を捉えて啓発を行うとともに、認知症カフェの開設や徘徊高齢者SOSネットワーク等の充実による、家族の精神的・身体的負担を軽減する取り組みを、今後も引き続き行ってまいります。

また、「認知症初期集中支援チーム」については、平成30年4月に設置して取り組みを進めているところであり、今後も身近な地域の相談窓口である校区高齢者あんしんセンターとの連携を図りながら、一層の周知に努めてまいります。

認知症サポーター養成講座の受講率の向上については、これまでの取り組みにも増して広い世代に認知症について理解していただけるよう、小・中学校や高等学校など若い世代への受講を進めてまいります。また、受講者が継続的に取り組みに参画できる施策の展開としましては、認知症サポーター等が地域で活躍できる環境づくりを、認知症地域支援推進員とともに支援してまいります。

今後とも、地域で認知症当事者やその家族を支えることにより、認知症になっても地域で安心して暮らしていくことができる環境の整備に努めてまいります。

イ 子どもの貧困の連鎖の防止

引き続き、こども未来部と連携し、貧困の連鎖の防止に向けた子どもの学習支援の充実を図るとともに、貧困の早期発見、早期支援につなげることを求める。生活困窮者を把握するために教育、福祉、労働、税等の全庁的な連携を強化し、いち早く生活支援相談センターへつなげられる体制の構築を求める。

子どもの貧困への対策については、今後とも、こども未来部と連携し、子どもの学習支援の充実を図るとともに、教育の支援、生活の支援等の施策を総合的に取り組むことで、貧困の連鎖の防止に努めてまいります。

また、生活困窮者の早期発見・早期支援につながるよう、関係課及び関係機関と引き続き連携を密にし、速やかに生活支援相談センターへつなげられる体制の構築に努めてまいります。

ウ 出張所における健康づくりの目標設定

出張所の健康づくりの施策評価を可視化するために、具体的な数値目標の早期設定をあらためて求める。あわせて「健康」という全市民に関わる施策を実際に進めている以上、より多くの対象者を把握できる保健医療のビッグデータの活用が必要である。厚生労働省が進めているビッグデータの導入、及びデータの可視化について、保健所等と連携して、研究に着手するよう求める。

出張所等における健康づくりに関しての具体的な数値目標の早期設定については、平成28年度に大阪大学医学系研究科との共同研究により実施した、健康づくりに関する市民アンケートの調査結果から、地域コミュニティと市民の健康につながる行動意欲との関連性が明らかになるなど、地域拠点を核にした、まちづくりの一環としての健康づくりの推進が重要となります。今後その取り組みを進めるとともに、次期健康日本21八尾計画及び八尾市食育推進計画策定過程において、適切な指標の設定に努めてまいります。

また、より多くの対象者を把握できる保健医療のビッグデータの活用については、国、保険者、研究機関等により環境整備が進められているところであり、今後の動向に注視するとともに、環境整備の進捗に合わせて、研究に速やかに着手できるように、保健所はもとより、大阪大学医学系研究科等との連携の強化をさらに図ってまいります。